

高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』（巻五・八）について

高田淳

はじめに

『続日本後紀』は『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』に続く第四の官撰国史である。天長十年（八三三）二月乙酉（二十八日）の仁明天皇の受禅から、嘉祥三年（八五〇）三月癸卯（二十五日）の天皇の大葬まで、仁明天皇一代十七年二カ月の歴史を編年体で記述し、全二十巻にまとめている。文徳天皇の齊衡二年（八五五）に勅命により編纂に着手して、清和天皇の貞觀十一年（八九六）八月十四日、太政大臣藤原良房・参議式部大輔春澄普繩によつて完成・奏上された。

国学院大学図書館では平成元年（一九八九）六月、本学出身の著名な中世史学者、故高柳光寿氏（一八九二—一九六九 文学博士）旧蔵の『続日本後紀』の写本二巻を購入した。この高柳旧蔵本は全二十巻中わずかに第五巻と第八巻のみの零本であるが、その書写の経緯から、本文の省略・脱落・錯乱等が多く良質の写本に恵まれない『続日本後紀』の本文研究上極めて重要な位置を占めるものとして早くから注目されてきた。^①以下、ここにその大要を紹介してみたい。

一 本書の形態

本書は『續日本後紀』の写本としては比較的稀な巻子本である。巻五、巻八ともに全高一七・四センを測る。承和二年正月より十二月までを収める巻五は首部を欠き、承和六年正月より十二月までを記す巻八は首尾を欠いており、共に残欠本である。僅かに虫損が認められるが補修が施されている。^②

まず、それぞれの巻首の状態から述べよう。巻五は表紙に外題簽を付し「續日本後紀巻第五」と記す。表紙の端内に「高柳光壽之」の書き入れがあるほかは、蔵書印などはない。内題は欠いており、直ちに本文が始まる。本文は天地を墨界線で割くし（天地界の間隔二二・二セン）、平均幅二センの縦罫を引き、比較的端正な書体で記されている。首部は大きく欠損し、承和三年四月乙酉（十七日）条より始まっている。

巻八は表紙に外題簽を付し「續日本後紀巻第八」と記し、表紙の端内に「高柳光壽之」の書き入れがあり、蔵書印などがない点は巻五に同じだが、表紙に統いて内題があり、そこには次のように記されている（口絵1参照）。

二巻之内

續日本後紀巻第八

端欠

保延壹卷

十二葉

三条西傳來

弘化二写

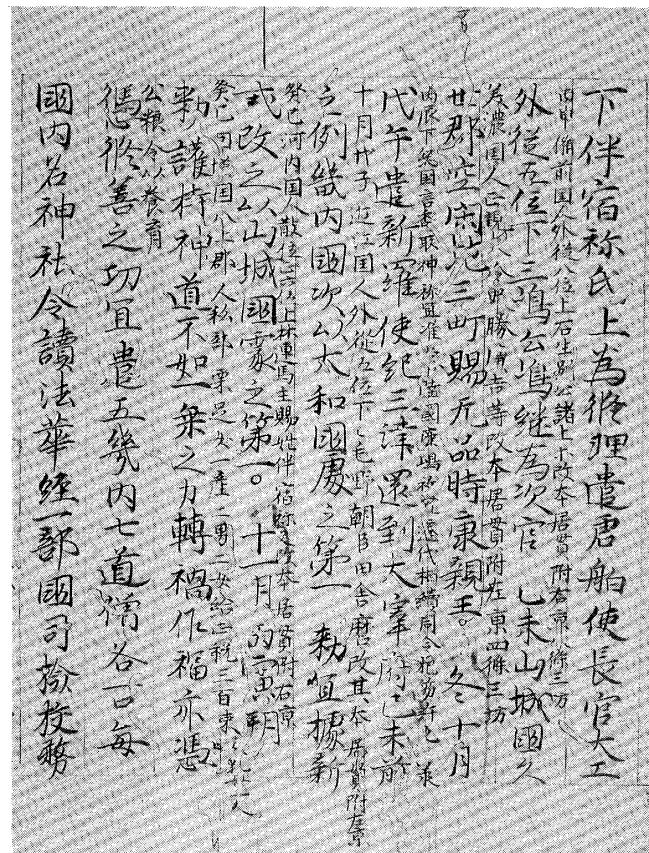
この内題によつて巻八が巻五とともに三条西家に伝来した保延年間（一一三五～四〇）の年紀を持つ古写本二巻（以下とりあえず保延本と呼ぶ）の内の二巻（他の一巻は巻五）を弘化二年（一八四五）に書写したものであることが判明する。ちなみに保延年間は平安時代末期、鳥羽院政初期に当たり、弘化二年は江戸後期、十二代將軍家慶の治世である。内題に統いて本文となる。罫線の状況、書体などは巻五と同様である。首部はやはり欠いているが、その欠損量は巻五に比べて少なく、承和六年正月甲子

3 高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(卷五・八)について

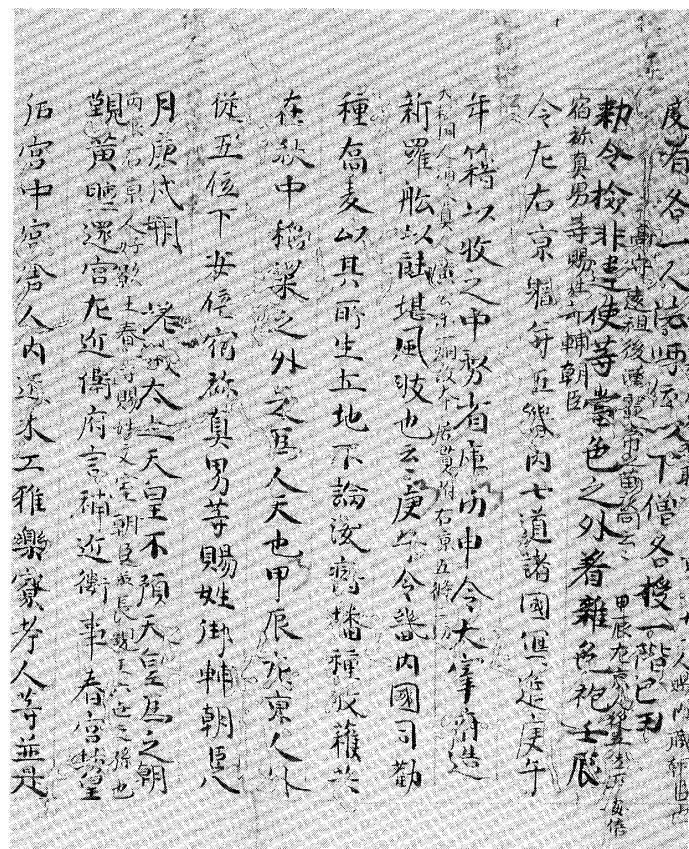
(図版1・
2 参照)

(十一日) 条の途中より始まる。破損している冒頭部分の状態は綿密に描写されている(図版1参照)。

統いて本文であるが、卷五・第八ともに月及び日の干支に朱(稀に墨)の勾点を施し、月の変わり目には卷五には「三年」、卷八には「六年」の注記が天界上などに記されている。また、随所に朱筆で記事の要目を掲書しており、行間に書き入れられた記事も多く、さらに卷五に二カ所、卷八に一カ所、紙裏に記事を書いた裏書がある。さらに両巻ともに書写の底本である保延本のかなり著しい虫損を極細の墨線で忠実になぞり、虫損部分の間に僅かに残る墨痕もていねいに写している。このことは、既に指摘されているように、本書が単なる保延本の写本であるのみならず、極めて忠実な影写本であることを示している。⁽³⁾ (図版1・



図版1



図版2

(表1) 高柳旧藏本「続日本後紀」 卷5

(全高 27.4cm 天地界高 22.2cm)

紙	各紙冒頭部分	条文	行數紙長(cm)	丁付	備考
	(表紙)	(承和3年)	14.7		
1	(前次)天皇御紫宸殿…	四月乙酉(17日)	16 38.4		
2	祚之初叙正五位…	丙戌(18日)	18 38.5		
3	在。本来朝使其国…	丁酉(29日)	18 38.7 三		
4	授下總國香取郡…	五月丁未(9日)	18 38.7 四		
5	幽魂。其詔詞曰…	戊申(10日)	18 39.5 五		
6	上餘如。故入唐判官…	戊申(10日)	18 39.0 六		裏書(3行 7.3cm)貼り込み
7	朝臣當道於浜頭…	辛亥(13日)	18 38.6		
8	希。斯時入唐船…	丙辰(18日)	18 38.8 八		
9	二位藤原朝臣常嗣…	甲子(26日)	18 38.6 九		
10	伏冀乾慈殊賜…	甲子(26日)	18 38.8 十		
11	或変。猶慮非常…	閏五月辛巳(13日)	18 38.4 十一		
12	席田郡空閑地…	六月壬戌(25日)	18 38.3 十二		
13	原朝臣常嗣、判官菅原…	七月甲申(17日)	18 38.0 十三		
14	書。精守飛越…	八月己丑(22日)	18 39.2 十四		
15	大使藤原朝臣常嗣…	己亥(2日)	18 38.8 十五		
16	無人之處。漂損人物…	乙巳(8日)	18 38.7		
17	參者唐突而入…	九月丁卯朔	18 38.5 十七		裏書(2行 7.3cm)貼り込み
18	乘陸田二町、河内国…	十一月丁卯(2日)	18 39.4 十八		
19	三津逾増迷惑…	十二月丁酉(3日)	19 39.9 十九		
20	虛受。且太政官印…	丁酉(3日)	18 39.0 二十		
21	道。父母歿後…	辛丑(7日)	10 39.9 廿一		
22	(奥書)		7.8		

(表2) 高柳旧藏本 「続日本後紀」 卷8

(全高 27.4cm 天地界高 22.2cm)

紙	各紙冒頭部分	条文	行數紙長(cm)	丁付	備考
	(表紙)		12.5		
1	(内題)	(承和6年)	22.3		
2	(前次)朝臣(良方)…	正月甲子(11日)	17 39.5 一		
3	西天皇朝覲…	閏正月乙酉(2日)	19 39.2 二		
4	医。隨道治養…	丙午(23日)	20 39.2		
5	前國氣比大神宮…	二月戊寅(26日)	19 38.5 四		裏書(8行 14cm)貼り込み
6	般卒云々。…	三月庚戌(29日)	15 29.7 五		
7	抑留其次。…	四月丁卯(16日)	20 39.7 六		
8	申賜印申入…	丙子(25日)	19 39.4 七		
9	安芸權守。…	五月辛卯(11日)	20 39.9 八		
10	無說法華妙典。…	六月丁丑(28日)	19 39.3 九		
11	令左右京職…	七月壬辰(13日)	20 39.6 十		
12	天皇重亦朝覲…	八月癸丑(4日)	19 39.4 十一		
13	臣貞貞。…	癸酉(24日)	20 39.8 十二		
14	被賈加賀國…	戊寅(29日)	20 39.6 十三		
15	臣常嗣進節刀。…	九月甲午(16日)	19 39.0 十四		
16	伊国人直講…外五位資	辛丑(23日)	8 39.6 十五		後次。白紙部分を含む
	(軸付け紙・奥書)		7.4		

卷五・卷八の紙継の状況を示すと表1・表2のようになる。両巻ともに一紙の長さは例外を除いて三八・四〇センで揃っている。これは保延本の料紙の長さを忠実に再現したものである可能性が高い。細かく見ると巻五は三八セン代が中心であり、そこにはほとんどが一八行の本文を收める。巻八は巻五に比較して一紙の長さがやや長く三九セン代が中心となる。それに従つて行詰めも一九・二〇行と多くなつてている。巻八の第六紙のみが約一〇センほど短く異例だが、その理由は不明である。あるいは第五紙に付された裏書との関係であろうか。各紙の端、天界の上に小さく丁付が記されている。丁付は一部欠損したものもあるが、残画を含めれば巻首から巻末までほぼたどることができ、影写の時点で、巻五は二十一紙(別に奥書一紙)、巻八は十五紙であつたことが確認できる。ただしこの点では巻八の内題が「十二葉」としているのと齟齬する。内題が何をもつて「十二葉」としたのか疑問が残る。

5 高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(卷五・八)について

(表3) 高柳旧蔵本 続日本後紀 卷5 朱書要目

番号	条文	朱書要目	備考
5-①	(承和3年) 四月丙戌(18日)	散位高直卒	
②	壬辰(24日)	錢遣唐使	大系本なし
③	六月戊午(21日)	依炎熱脱御靴	
④	七月戊辰朔	有月大少論	
⑤	戊子(21日)	雷電殊切	
⑥	十二月丁酉(3日)	遣新羅使失使旨	

(表4) 高柳旧蔵本 続日本後紀 卷8 朱書要目

番号	条文	朱書要目	備考
8-①	(承和6年) 正月丙子(23日)	□□□清貞卒 (守)	
②	二月乙丑(13日)	行幸神泉北野	
③	五月壬辰(12日)	小橘樹花発	
④	六月乙卯(6日)	勅彈正檢非違使	
⑤	乙丑(16日)	□称讃龍自在王如來名号 (令)	
⑥	丁丑(28日)	有赤氣	
⑦	七月己丑(10日)	檢非違使着雜色袍	
⑧	丙申(17日)	造新羅船	
⑨	八月庚戌朔	依太上天皇御惱行幸	
⑩	癸丑(4日)	依天皇御病行幸	
⑪	己巳(20日)	遣唐使牒□ (状)	
⑫	甲戌(25日)	遣唐使等帰着	
⑬	九月癸未(5日)	伊与親王贈一品	
⑭	乙未(17日)	召遣唐大副御前語 <small>マツ</small>	
⑮	己亥(21日)	最勝王経諸國□ (事)	

卷五の第六紙と第十七紙、卷八の第五紙には裏書を影写した紙片が貼り込まれている。卷五の第六紙については、原本の裏書の位置に忠実に貼り込んでいることが、虫損の表現の比較から確認できるが、他の二カ所については未確認である。

随所に朱筆で記事の要目、すなわち首書を掲書している点は本書の特色のひとつである。それをまとめると表3・表4のようになる。首書は卷五に六カ所、卷八には十五カ所記されていて、一見して卷八の方が詳細である。しかし、いずれにしてもその記入箇所はかなり精粗まちまち、気まぐれで、どのような記事に首書を付すか原則は認められない。なお、国史大系本は本書によつて首書を掲書しているが、卷五の四月壬戌条の首書「錢遣唐使」(5-②)を逸している。

次に巻末の状態について述べる。巻五は巻尾はほぼ完存し「續日本後紀卷第五」の奥題があり、さらに巻末の一紙に底本の奥書の残欠が忠実に影写されている(口絵2参照)。奥書の部分は原本である保延本の損傷が影写の時点で甚だしかつたため完全な判読は困難だが、本書と同じく保延本を書写した三条西本(天文初年の書写)の奥書を伝える東山御文庫本によれば、次のようにものであつたと推定される。

保延二年三月二酉剋見于時雨降

本書では「見于時雨」の四文字と「三」「剋」「降」の三文字の残画と推測される墨付が認められる。さらに奥書の後の軸着け紙に「大正十年九月整理装楨(幀)了 高柳光壽」の識語がある。

巻八は巻末を大きく欠損しており、承和六年九月癸卯(二十五日)条の途中で終わっている。最奥の軸着け紙に「大正十年九月整理装楨(幀)了 高柳光壽」の識語がある点は巻五と同様である。

二 伝来の経緯

『続日本後紀』は良質の写本に恵まれず、現在伝わる諸本は、本書高柳旧蔵本を除きすべて室町時代後期の天文二年(一五三三)三月から同四年(一五三五)三月の間に三条西家の藤原公條(一四八七—一五六三)が保延の年紀を持つ古写本を書写した、いわゆる三条西本を祖本としていると推定される。⁽⁴⁾その三条西家本も現在所在不明であり、すでに失われた可能性が強い。⁽⁵⁾三条西本系の諸本に記されている三条西本の奥書の内、保延本との関係を示すものを掲げると表5のようになる。⁽⁶⁾

7 高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(巻五・八)について

(表5) 保延の年紀をもつ三条西本系の奥書

卷	奥 書		所收写本
三	保、二年二月三日未時梳頭髮間偃見之了 宮内大輔源忠季	御本・閣本	東山御文庫所蔵本（後西天皇本）
四	保延二年三月二日未時見了 天文二一六廿日卒馳筆了	閣本・尾本	内閣文庫所蔵慶長十九年写本
五	保延二年三月二酉刻見于時雨降 天文二十月五日終書功了	御本・閣本	尾張徳川黎明会所蔵本
七	保延四年七月披閱了 天文二十一廿二夜了	御本	谷内厅書陵部所蔵谷森善臣旧蔵本 (江戸初期写)
十	大治元年四月十七日以已剋書写了 保延二年七月廿六日見了 司農侍郎源判 天文三閏正月六日於 禁中番衆所灯下終了 今夜甚雨	谷本	御本 内閣文庫所蔵慶長十九年写本 尾張徳川黎明会所蔵本 宮内厅書陵部所蔵谷森善臣旧蔵本 (江戸初期写)

これらの奥書によれば、保延本は保延二年（一一三六）二月から七月の間に宮内大輔源忠季（司農侍郎は宮内大輔の唐名）によって所持・披見されたものであることがわかる。しかし、これは保延本の書写時期の下限を示すに過ぎず、保延本の書写年次としては、僅かに巻十の奥書に記されているのみであるが、大治元年（一二二六）とすべきであることは明白である。すなわち、厳密には保延本は大治写本であり、正しくは大治本と略称されるべきものである。佐伯有義編『増補六国史巻七（続日本後紀）』付載「続日本後紀解説」はこの点を正しく指摘しているが、黒板勝美編『新訂増補国史大系 続日本後紀』の凡例が「保延年間の古写本」とし、和田英松著『本朝書籍目録考証』が「保延の古写」とするなどは厳密さを欠くといえる。大治元年は保延二年を越ること十一年、白河院政の末期に当たる。なお大治写本の保延年間における所持者と思われる源忠季は、村上源氏で具平親王の曾孫、歌人として著名な六条家の源顕仲の子であり、自身金葉・詞花両勅撰和歌集に入集している歌人である。官位は正五

位下宮内大輔で終わつたらしい。^⑦

この大治写本は、弘化二年の時点でお三條西家に卷五と卷八とが伝わっていたわけだが、その後については明らかでない。またどのような経緯で、誰の手によって大治写本の影写が行われたのかも、現在のところ不明である。

新訂増補国史大系本の凡例で黒板氏は「高柳光寿氏所蔵本は（中略）中山侯爵家の旧蔵にかかる」と述べている。中山侯爵家は藤原北家花山院流で家格は羽林家（旧家）、幕末～明治初期の当主忠能（一八〇九～八八 明治天皇の実母慶子の父）が明治十七年（一八八四）の華族令施行に際して侯爵を授けられたことに始まる。弘化二年の影写事業と中山家の関係、また中山侯爵家から高柳氏に伝わった経緯や時期についても未詳だが、黒板氏の表現を素直に取れば中山侯爵から直接高柳氏の手に渡つたとみてよいかかもしれない。また卷五・卷八の最奥、軸着け紙にそれぞれ「大正十年九月整理装積（幀）了 高柳光壽」の識語があり、少なくとも大正十年（一九二一）には高柳氏のもとにあつたことが確認できる。この点については、大正八年十一月にまとめられた宮内省における第二次六国史校訂事業の「続日本紀以下校合底本表」の続日本後紀の項に「五卷八巻 高柳本（保延年間ノ鈔本ノ影写 高柳光壽蔵）」と既に見えており、高柳氏の入手時期の下限はさらに遡ることになる。^⑧高柳氏は大正三年国学院大学国史科を卒業、同五年（一九一六）から東京帝国大学史料編纂掛に勤務させていた。まつたくの憶測にすぎないが、高柳氏が本書を手中に収められた時期は、氏の編纂掛勤務以後の大正五～八年の間ではなかろうか。

三 行間書き入れと裏書の検討

本文の細部については、他の写本類との厳密な校合が必要であり、今、それを述べる準備はない。ここでは、本書の特徴のひとつである行間への書き入れと裏書について簡単に所見を述べてみたい。本書の行間書き入れ及び裏書を整理したものが、表6・表7（末尾参照）である。ただし、一、二文字の脱漏挿入はいちいち掲げなかつた。

行間の書き入れは、卷五に三十二条、卷八に十八条の多数にのぼる。まず卷五から見てみよう。記事の一部が書写の過程で脱

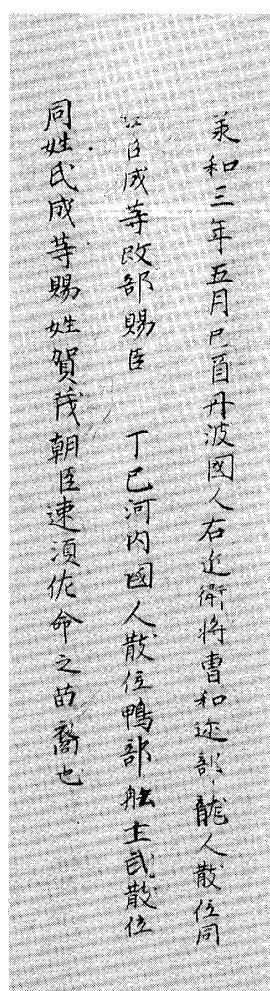
9 高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(巻五・八)について

漏したものを持入符で補つたもの（2・4・5）、本文と重複する記載（6・13・17）を除くと、二十四条が本文にない行間書き入れ独自の記載である。1・3・21・23のように挿入符で挿入箇所を明示するものもあるが、多くは干支記載によつてその記事がどこに挿入されるべきものなのか、判断しなければならない。その書き入れ場所は必ずしも干支から判断される挿入箇所付近とは限らず、例えば20は23行前、27は15行前、14は12行後といったように、本来記入されてしかるべき箇所からかなり隔たつた所に記入されているものが見られる。この点は、本文に記載されている条文が重複して行間に書き入れられていることと合わせて本書の書き入れのひとつの特色となつていて、さらには19のように干支記載のないものもある（8・30も干支がないが、それぞれ干支記載のある7・29に連続するものと判断できる）。書き入れの箇所が本来の記載位置と必ずしも一致しないという傾向からすれば、19は少なくとも本書だけからはいずれの日に懸かる条文なのか、厳密に言えば決定できないことになる（『日本紀略』により確認できる）。

次いで巻八について見ると、書写の過程での脱漏を持入符で補つたもの（5）、本文と重複する記載（1・2・3・6・8・11・14・18）を除く九条が本文に見えない行間書き入れ独自の記載である。巻五に比較して重複記事が多い。九条の内、7を除く4・9・10・12・13・15・16・17の八条は、本文に「云々」あるいは書きさしの抹消など、書写段階での省略をうかがわせる記載がある。この点は巻五に見られない巻八の特徴である。書き入れが本来記入されてしかるべき箇所からかなり隔たつた所にされている点は巻八においても同様であり、干支によって挿入箇所を判定しなければならない。7・15は干支記載がないが、7は6に連続するものと判断できるし、15には挿入符がある。

裏書は巻五に二カ所三条、巻八に一条みえる（図版3参照）。巻五の33と35は裏書独自の記載、34は重複記事である。天界の上部に33・34については付箋で、35については墨線で裏書の存在を示している。また巻八の19は女御藤原沢子の卒去記事で「三月己卯」と明記するが、六月己卯条の重複記載である。国史大系本はこの重複記載を四月乙卯条に掲げるが適切でない（三月は己卯が無いため四月乙卯と解したのだろう）。いづれにしても六月己卯（三十日）に懸けるのが正しく（『日本紀略』及び『日本三代実録』元慶八年六月十九日条による）、本書の裏書が「六月」を「三月」に誤ったため重複記載となつたものと推定される。

図版3



これらの行間書き入れや裏書がいつの時点で記入されたものであるのかが問題となる。影写本であるので本文と書き入れとの筆跡の異同については明確ではないが、字形などの比較からやはり異筆と推測したい。これらの書き入れの大部分は三条西本系の諸本に採用されているので、三条西本書写の天文初年が記入時期の下限となる。また、単純な観察として、書き入れ部分や裏書の虫損状況と本文のそれとにはほとんど差異が認められず、書き入れや裏書が虫損を避けて記入している様子がみられないこともひとつの参考となるかもしれない。あくまでも印象に止まるが、大治年間の本文書写と行間書き入れ・裏書の記入との間にはそれほどの時代差はないのではないかろうか。

また、書き入れが何に依拠してなされたのかも興味深い問題である。書き入れ独自の記載の内容に注目すると、地方居住者の京内貫附記事と改賜姓記事が圧倒的に多く、⁽⁹⁾賑給記事がこれに次ぐ。しかし、子細に見れば京内貫附・改賜姓・賑給記事以外のもの、例えば5—24の把笏、5—29の免雜徭、8—9・10の叙位などの記事もあり、かなり多様である。これからすると別系統の『続日本後紀』に依拠して本文の脱漏・省略箇所を補つていったと考えるべきかもしれない。その場合、書き入れの内容的偏りの原因は、本文書写時の記事省略の原則に帰せられることになる。しかし、私は5—26の書き入れが卷四の承和二年十月癸巳（二十二日）条の錯入であることに注目したい。不確実であるが承和二年の記事の錯入と思われるものは他にも二つある。書き入れが別系統の『続日本後紀』によつて行われていたとすると、卷を異する記事が入り込むという誤りが生じる可能性は少ないのでないだろうか。この点、年次の異なる同種の記事を一巻に集成した『類聚国史』に拠つたと推測するならばある程度の可能性があろう。平安時代中期以降における五国史の利用形態からしても、京内貫附・改賜姓・賑給記事などの書き入れが『類聚

11 高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(卷五・八)について

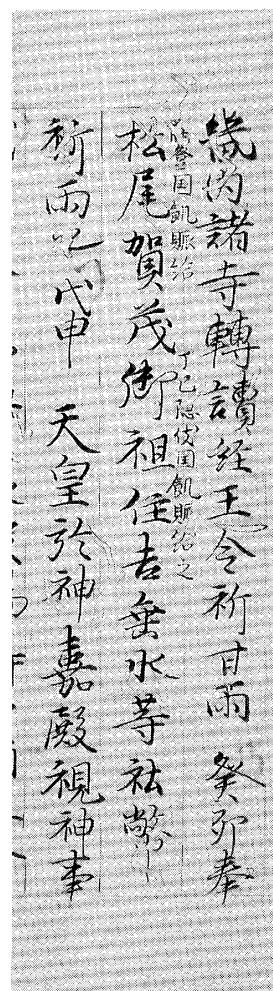
国史』によつて行われた可能性が強いよつに思われる。

四 高柳旧蔵本にみえる刊本未収録の条文

本書の行間書き入れ及び裏書には、新訂増補国史大系本・朝日本などの刊本に見えない条文がいくつか存在する。^⑪ 5—18・25・28・33と8—16の五カ条がそれである。以下便宜①～⑤とする。①から④は卷五（承和三年）に、⑤は卷八（承和六年）にかかるものである。

① 丁巳隱伎国飢賑給之

承和三年六月丁巳（二十日）条と判定される。同月癸卯（六日）条に書き入れている（図版4参照）。



図版4

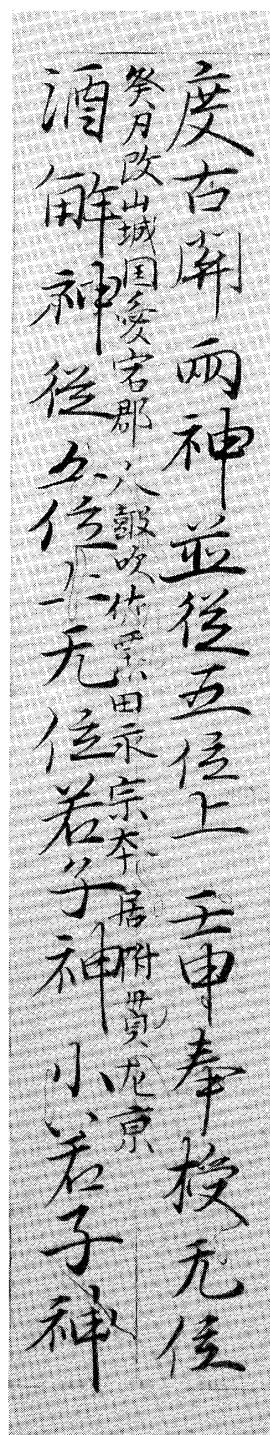
② 十月戊子近江国人外從五位下々毛野朝臣田舎麿改其本居貫附左京

十月戊午（二十六日）条に書き入れるが、承和三年十月は丁酉朔であり戊子はない。前後に戊子を求めるか、九月二十二日か十一月二十三日となるが「十月戊子」と明記している以上採用しがたい。この点で参考になるが、承和二年の記事を誤つて書き入れた5—26の事例である。同様のケースを考えれば承和二年十月には戊子があり、この条文は承和二年十月戊子（十七日）条と推測できる。もちろん現存の『続日本後紀』の同日条にはこの記事はないが、記事が誤つて三年紀に書き込まれてしまつたために、承和二年紀の当該箇所は脱漏のままとなり、それがそのまま現行の『続日本後紀』まで受け継がれると考えられる（図版1）。

参照)。なお、下毛野朝臣田舎麻呂については、『続日本後紀』承和元年五月丙子（廿六日）条に志賀忌寸から下毛野朝臣への改姓記事がみえる。

③ 癸丑改山城国愛宕郡人鼓吹佑栗田永宗本居附貫左京

十一月壬申（七日）条に書き入れるが、承和三年十一月は酉寅朔であり癸丑はない。前後に求めると承和三年十月十七日か十二月十八日になる。②と異なり「十一月」と明記しているわけではないので、このどちらかに懸かる条文である可能性は残るが、②と同様に承和二年の記事を誤って書き入れたと考えれば、承和二年十一月癸丑（十二日）条である可能性が有力になる。現存の『続日本後紀』の同日条にはこの記事はない（図版5参照）。



図版 5

④ 承和三年五月己酉丹波国人右近衛將曹和邇部龍人散位同姓臣成等改部賜臣

五月己酉（十一日）条の紙背に付された裏書である。現存の『続日本後紀』の同日条には「己酉中納言徒三位兼行民部卿藤原朝臣愛発上表曰云々」という藤原愛発の上表文の省略記載があるのみである（図版3参照）。なお、和邇部龍人については『続日本後紀』承和四年三月癸未（二十日）条に「和邇臣龍人」として京内貫附記事がみえる。

⑤ 丙辰右京人好影王春等王賜姓文室朝臣並長親王六世之孫也

承和六年八月庚戌朔条に書き入れられている。春等王の「王」の字はさらに小さく傍書されている。八月丙辰（七日）条と判定されるが、高柳本の本文の丙辰条は「丙辰遣使奉幣丹生川上雨師神祈止雨也云々」となっている。国史大系本の校訂注に拠ると、この奉幣記事自体が『続日本後紀』の他の諸本にない高柳本独自の記載（『日本紀略』にはある）のようであるが、その「云

13 高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(巻五・八)について

タ」の省略部分にこの書き入れが当たると推測される(図版2参照)。

五 本書の史料的価値

最後に本書の史料的価値について述べて、まとめて代えたい。すでに述べたように、写本の系統から見れば、高柳旧蔵本は三条西本と並んで大治写本いわゆる保延本とは親子関係になる。三条西本が巻子本であつた大治写本の形態を改めて冊子本(一頁十四行二十八字詰の体裁であつたらしい)⁽¹²⁾として書写したのに対し、巻子のまま忠実に影写した本書は、まさに大治写本の直子といえる。本書と兄弟関係にある三条西本が所在不明な現在にあつては、現存の諸本とは叔父ー甥の関係となるわけで、わずか二巻の零本であるのはまことに惜まれるが、現存『続日本後紀』写本中最も良質の写本のひとつであることに異論はないであろう。他の『続日本後紀』諸写本にみえない条文の存在がそのことを明らかに証している。高柳本は新訂増補国史大系本や朝日本などの校訂に利用されており、高柳本独自の条文のいくつかは、両刊本に収録されている⁽¹³⁾。しかし、今回の調査でなお五カ条の刊本未収録の条文が存在することが明らかになり、書写の過程で失われたと思われた官撰国史の条文をさらに復活することができた。いずれも零細な内容の条文であるが、本書の史料的価値はこれによつて一層高まったといえると思う。今後『続日本後紀』諸写本の系統を検討する際の基点となると思われる。

また、本書は江戸後期の書写にかかるものとはいゝ、平安後期の古写本の極めて忠実な影写本であり、その実質的な史料価値は古写本に遜色ないといえる。古写本の豊富な『日本書紀』を除く五国史の写本の内、書写年代が平安時代にまで遡るものは皆無である(金沢文庫旧蔵本『続日本紀』の鎌倉時代書写が最古)。その点からしても平安後期の写本の形態を忠実に伝える本書の価値は極めて高いと考えられる。

他の諸写本については未調査であり、多くの点で不十分な紹介となつてしまつたが、諸本との対校などについてはすべて今後の課題とすることとして、ひとまず紹介を終えたい。ご批判等いただければ幸いである。

- 註① 『続日本後紀』の解題としては、黒板勝美編『新訂増補国史大系 続日本後紀』（一九三四年、以下国史大系本と称す）の凡例、佐伯有義編『増補六国史卷七（続日本後紀）』（一九四〇年、朝日新聞社より刊行、以下朝日本と称す）付載の「続日本後紀解説」、和田英松『本朝書籍目録解題』（一九三六年）、宮内庁書陵部『図書寮典籍解題（歴史篇）』（一九五〇年）、坂本太郎『六国史』（一九七〇年）などを参照。
- ② 卷末の高柳氏の識語によれば大正十年（一九一二）の整理・装幀の際なされたものと推測される。
- ③ 黒板・和田・宮内庁書陵部・坂本前掲註①書
- ④ 三条西家の書写活動については坂本太郎「六国史の伝来と三条西実隆父子」（『史料纂集会報』）一二・一三 一九七〇年、後に『古典と歴史』一九七二年に収録）を参照。
- ⑤ 嘉永六年（一八五三）一月に谷森善臣が称名院右大臣（藤原公條）真蹟御本を以って校合したことが、宮内庁書陵部所蔵谷森善臣校合寛政七年刊本の書き入れに見える。また明治四十五年（一九一二）刊行の村岡良弼『続日本後紀纂詰』も三条西本を校訂本として用いているが、実見しているかどうかやや疑問がある。明治四十五年に開始された宮内省による六国史校訂事業には三条西本は用いられておらず（吉岡真之「明治・大正期宮内省における六国史校訂事業」『書陵部紀要』三四 一九八三年）、すでに所在不明だつたらしい。
- ⑥ 諸写本については未調査であり、取りあえず国史大系本及び佐伯前掲註①書によった。
- ⑦ 源忠季については『尊卑分脈』三巻五二一頁、および佐伯前掲註①書を参照。
- ⑧ 吉岡前掲註⑤論文。
- ⑨ 承和初期に多出する改賜姓記事と京内貫附記事については、佐伯有清「承和の遣唐使をめぐる諸問題」（同編『日本古代政治史論考』一九八三年。後に「承和の遣唐使をめぐる賜姓と移貫」と改題して同著『日本古代氏族の研究』一九八五年に収録）が遣唐使人との関連と当時の諸氏族の動向の両側面から考察を加えている。
- ⑩ 平安時代中期以降、諸書に『日本書紀』を除く五国史の記事を引用する場合『類聚国史』からの引用が多いことは、佐藤誠実「類聚国史考」（『史学雑誌』一一一五 明治三十三年（一九〇〇）刊）・和田英松註①書などに指摘がある。この点については、清水潔「国史について―『政事要略』所収『国史』について―」（『皇學館大學論叢』七一一 一九七四年）を参照。
- ⑪ 明治四十五年（一九一二年）に開始された宮内省による六国史校訂事業（吉岡前掲註⑤論文参照）の成果である「校訂六国史考異」（八十八冊 宮内庁書陵部所蔵。函号五〇九一一〇）は、池田四郎次郎氏によって大正八年（一九一九年）十二月から同十一年十二月にかけて作成されたものである。この内の「続日本後紀考異」（十冊）は東山御文庫本（高柳本のある部分は高柳本）を底本として前田本・寛本版本との異動を示している。高柳本を底本とする巻五・巻八については当然のことながらこれら刊本未収録の条文も記録さ

15 高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(巻五・八)について

れており、例えは未収録条文③については「原本此一条傍書、諸本無」と注記している(巻五・六は大正十一年一月二十日脱稿、巻七・八は同二月六日脱稿)。一方、同事業のもう一つの成果である佐伯有義氏担当の「校訂六国考文」(三十五冊 宮内庁書陵部所蔵。函号五〇九一一)の内の「続日本後紀考文」(五冊)は、巻五・巻八についても高柳本を底本とせず校合本として用いており、刊本未収録条文については記載がないようである(当該部分は大正十一年十二月八日の作成)。

⑫

宮内庁書陵部所蔵谷森善臣旧蔵寛政版本の第一冊の頭注により判明する(宮内庁書陵部前掲註①書)。

⑬ 『続日本後紀』の写本中、高柳本独自の記載と思われるもので国史大系本・朝日本に採用されている記事としては、承和六年八月丙辰(七日)条の奉幣記事のほか、同年五月戊辰(廿八日)条の文室宮田麻呂の叙位記事(表7、8—12)がある。ただし、国史大系本は『類聚国史』によつて「富田麻呂」としている。また、承和三年十一月癸巳(廿八日)条の多産記事(表6、5—27)は、大系本の校訂注によると『類聚国史』により補つているが、高柳本にも記載がありこれによるべきである(朝日本の頭注によると宮崎文庫本にも記載があるらしい。ちなみに記事の最後の部分を大系本は「令以育養」とするが、高柳本も『類聚国史』も「令以養育」である)。全般的に国史大系本の校訂における高柳本の利用状況についてはやや杜撰な印象を免れえない。

(図版解説)

(國學院大學文学部兼任講師 高田 淳)

(口絵1) 高柳本『続日本後紀』巻八の内題と冒頭欠失部分

(口絵2) 高柳本『続日本後紀』巻五の奥書

(図版1) 卷五第十七紙。承和三年九月乙未条～十一月丙寅条。行間への書き入れの状況。十月戊子条の書き入れは巻四の錯入で承和二年

十月十七日条と推測される刊本未収録の条文。また、癸巳条の書き入れも巻四の錯入。

(図版2) 卷八第十一紙。承和六年七月壬辰～八月庚戌条。丁付・朱書要目・朱合点・行間書き入れの状況。丙辰条の書き入れは刊本未収録の条文。

(図版3) 卷五第六紙の裏書。五月己酉条は刊本未収録条文。

(図版4) 卷五第十一紙。承和三年六月癸卯条。丁巳条の書き入れは刊本未収録の条文。

(図版5) 卷五第十八紙。承和三年十一月壬申条。癸丑条の書き入れは巻四の錯入で承和二年十一月十二日条と推測される刊本未収録の条文。

(表6) 高柳旧藏本 続日本後紀 卷5 行間傍書・裏書

番号	記事	該当条文	傍書位置	本文	類別
5-1	加賀国飢賑給之	四月甲午(26日)	同行	なし 挿入符	脱漏
2	詔大命乎聞食止	四月丁酉(29日)	同行	なし 挿入符	脱漏挿入
3	唐醫師山城國葛野郡人朝[臣]原宿祢岡野改本居貫附左京四条三坊	四月丁酉(29日)	1行後	なし 挿入符	脱漏
4	御孫命尔坐四所大神尔申給波久皇	五月丁未(9日)	同行	なし 挿入符	脱漏挿入
5	科決止志旦大使主小使主節刀給部理諸知此	五月辛亥(13日)	同行	なし 挿入符	脱漏挿入
6	壬戌東西両京人民病苦賑給之	五月壬戌(24日)	27行後	同文	重出
7	戊寅右京人内藏大属百濟連清繼賜姓多朝臣 …落葉帰根之請	閏五月戊寅(10日)	7行前	なし	脱漏
8	右京人左衛門權少志大原史河麻呂改史賜宿 祢河麿之先百濟国人也	閏五月戊寅(10日)	6行前	なし	脱漏
9	壬午右京少属秦忌寸安麻呂…賜姓朝原宿祢	閏五月壬午(14日)	13行前	なし	脱漏
10	壬辰左京人從五位下清峯宿祢門繼改宿祢賜 朝臣	閏五月壬辰(24日)	14行前	なし	脱漏
11	癸巳河内国人美濃国少目下村主氏成… 賜姓春瀧宿祢…光武帝之後者也	閏五月癸巳(25日)	13行前	なし	脱漏
12	乙酉美濃國人主殿寮少属美見造負繼改本居 貫附左京六条二坊其先百濟国人也	閏五月乙酉(17日)	2行前	なし	脱漏
13	庚午伯耆国飢賑給之	閏五月庚午(2日)	16行後	同文	重出
14	戊寅若狭薩摩両国飢並賑給之	閏五月戊寅(10日)	12行後	なし	脱漏
15	壬子山城国人右大衣阿多隼人逆足賜阿多忌 寸	六月壬子(15日)	5行前	なし	脱漏
16	辛卯改大和国人大宰大典正七位下神服連清 繼本居貫附右京	閏五月辛卯(23日)	4行後	なし	脱漏
17	能登国飢賑給	六月戊戌朔	4行後	同文	重出
18	丁巳隱伎国飢賑給之	六月丁巳(20日)	1行後	なし	脱漏☆
19	勅曰方今時属西成五穀垂穗… 祭如神在必致徵應	七月壬午(15日)	1行後	なし	脱漏
20	辛亥河内国人左少史善世宿祢豊上等改本居 貫附右京四条二坊	八月辛亥(14日)	23行前	なし	脱漏
21	右京人造兵司大令史朴弟春賜姓貞宗連其先 百濟国人也	九月丁丑(10日)	同行	なし 挿入符	脱漏
22	丙申備前国人外從八位上石生別公諸上等改 本居貫附右京八条三坊	九月丙申(30日)	1行前	なし	脱漏

17 高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(卷五・八)について

23	美濃国人正親大令史勝広吉等改本居貫附左京四条三坊	九月丙申(30日)	同行	なし 挿入符	脱漏
24	丙辰下総国言香取神祢宜…令把笏許之	十月丙辰(20日)	同行	なし	脱漏
25	十月戊子近江国人外從五位下々毛野朝臣田舎麿改其本居貫附左京	十月戊子なし		或は承和2年10月戊子(17日)条カ☆	錯入カ☆
26	癸巳河内国人散位正六位上林連馬主賜姓伴宿祢又改本居貫附右京	十月癸巳なし		承和2年10月癸巳(22日)条	錯入
27	癸巳因幡国八上郡人私部栗足女一産二男二女給正税三百束及乳母一人公糧令以養育	十一月癸巳(28日)	15行前	なし	脱漏
28	癸丑改山城国愛宕郡人鼓吹佑栗田永宗本居附貫左京	十一月癸丑なし		承和2年11月癸丑(12日) 又は承和3年12月癸丑(18日)カ	錯入カ☆
29	庚辰仰石見国選幹了百姓四人習採銅免其雜徭	十一月庚辰(15日)	3行前	なし	脱漏
30	右京人散位正五位下道善宿祢真貞一烟改宿祢賜朝臣	十一月庚辰(15日)	1行前	なし	脱漏
31	壬辰河内国人故從七位下我孫公諸成…賜姓秋原朝臣	十一月壬辰(27日)	同行	なし	脱漏
32	己亥和泉国人右大史正六位上山直池永等改本居貫附左京五条	十二月己亥(5日)	1行前	なし	脱漏
(裏書) 33	五月己酉(11日)条の裏面 承和三年五月己酉丹波国人右近衛將曹和邇部龍人散位同姓臣成等改部賜臣	五月己酉(11日)		「己酉中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣愛發上表曰云々」	省略☆
34	丁巳河内国人散位鴨部船主…賜姓賀茂朝臣速須佐命之苗裔也	五月丁巳(19日)	同文		重出
(裏書) 35	十月己未(23日)条の裏面 十月己酉讃岐国人散位佐伯直真繼同姓長人等二人改本居貫附左京六条二坊	十月己酉(13日)	なし 挿入符		脱漏

(表7) 高柳旧藏本 続日本後紀 卷8 行間傍書・裏書

番号	記事	該当条文	傍書位置	本文	類別
8-1	丙午上(野)国言前年綱領郡司等… 仰下諸[国](司)諸家七道諸国禁制之	閏正月丙午(23日)	4行前	同文	重出
2	伊勢守從四位下丹墀真人清貞卒	正月丙子(23日)	22行後	同文	重出
3	乙酉陸奥國百姓三万八百五十八人給復三年 為濟窮弊也	三月乙酉(4日)	1行前	同文	重出
4	己亥授從四位下百濟王惠信從三位	三月己亥(18日)	6行前	「己亥授云々」	省略
5	夏四月壬子朔癸丑遣右近衛將監正六位上… 素捕名張郡	四月癸丑(2日)	同行	この部分なし 「山中私鑄銭…」 に続く。挿入符	脱漏挿入
6	戊午越前国人…貫附左京五条二坊	四月戊午(7日)	1行前	同文	重出
7	美濃國恵奈郡飢振給之	四月戊午(7日)	1行前	なし	脱漏
8	四月壬子朔癸丑遣右近衛將監正六位上… 私鑄銭群盜凡十七人<進鑄銭作具及銭等>	四月癸丑(2日)	5行後	本文は脱漏部分を 傍書により挿入	重出
9	乙卯授從五位下淨野宿祢良山從五位上	四月乙卯(4日)	5行後	「云々」	省略
10	乙丑授正六位上大神朝臣野主從五位下	四月乙丑(14日)	同行	「云々」	省略
11	戊辰天皇不許也誦経于都下七寺	四月戊辰(17日)	23行後	「誦経于都下七寺 以天皇不許也」	重出
12	戊申授從五位下文室朝臣宮田麿從五位上	五月戊申(28日)	2行前	「戊申授」抹消符	省略
13	癸未右京人散事從四位下内藏宿祢影子… 賜姓内藏朝臣也…漢靈帝之苗裔云々	七月癸未(4日)	1行後	「云々」	省略
14	甲辰左京人從五位下安倍宿祢真男等賜姓 御輔朝臣	七月甲辰(25日)	5行前	同文 「外從五位下」	重出
15	大和国人酒人真人広公等…貫附右京五条二 坊	七月丙申(17日)	同行	「云々」 挿入符	省略
16	丙辰右京人好影王春等王賜姓文室朝臣並長 親王六世之孫也	八月丙辰(7日)	15行前	「云々」	省略☆
17	戊寅改加賀国人正六位上百濟公豊貞本居 貫附左京四条三坊…以庚午年被貫河内國 大鳥郡以乙未年被貫加賀國江沼郡□	八月戊寅(29日)	同行	「戊寅改加賀国人 正云々以庚午年被 貫河内國大鳥郡以 乙未年被貫加賀國 江沼郡也」	一部省略
18	辛巳紀伊国人直講正六位上名草直豊成… 貫附右京四条四坊…豊成之祖父也	九月辛丑(23日)	37行前	同文	重出
(裏書) 19	三月丁酉(16日)の裏面 承和六年三月己卯女御從四位下藤原朝臣澤 子卒…並監護喪事	六月己卯(30日)	刊本、四月乙卯(4日)・六 月己卯(30日)両条に載す		

* 記事の欄のく)は割注、〔 〕は衍字、()は脱字を示す。類別欄の☆印は国史大系本等の刊本未収録の条文。